

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第4回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和6年8月9日(金) 10:20~12:45

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室C

3 出席者 : **【公益代表委員】** 4人(定数5人)
大坪 知弘
大坪 稔
高田 亜朱華
丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 4人(定数5人)
小陳 武志
長嶋 良昭
野中 篤志
松本 茜

【使用者代表委員】 4人(定数5人)
庄崎 秀昭
初田 寿
松本 恭子
山口 洋志

【福岡労働局】 小野寺 労働局長
田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡県最低賃金の改正決定について

(2) その他

5 審議内容

会 長 おはようございます。
それでは、ただ今より、令和6年度第4回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。
なお、本審議会は公開としております。
本日の委員の出欠及び定足数について、事務局より報告をお願いします。

室 長 補 佐 本日は公益代表委員の平井委員、労働者代表委員の河村委員、使用者代表委員の伊藤委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数を満たしており、本会議は成立していることを御報告します。

会 長 ありがとうございます。
本日の議事録の確認は、
労働者代表委員 野中委員
使用者代表委員 松本恭子委員
をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

野 中 委 員
松本恭子委員 (承 諾)

会 長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。
それでは議事に入ります。議事(1)の「福岡県最低賃金の改正決定について」です。
福岡県最低賃金の改正決定につきましては、7月5日に福岡労働局長から諮問を受け、7月29日の第1回専門部会を皮切りに具体的な金額改正の審議に入っております。昨日の第4回専門部会におきまして公益委員見解を示し、今年度の福岡県最低賃金の引上げ額及び付帯決議につきまして議決を行ったところでございます。また、先ほど開催いたしました第5回専門部会におきまして、これら公益委員見解などを含む福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書がまとまったところです。この報告書につきましては、私が会長と部会長を兼ねておりますので、既に報告を受け取った形としております。
事務局は、報告書の写しを配付してください。

事 務 局 (報告書(写)配付)

会 長 事務局は、報告書の写しを読み上げてください。

会長

ありがとうございます。

ただ今、報告書を読み上げていただきましたけれども、別紙1の公益委員見解については私が読み上げさせていただきます。

令和6年度福岡地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解

令和6年8月8日

公益委員としては、本年度の最低賃金について、51円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

1 基本的な考え方

中央最低賃金審議会は、政府方針に配慮して3要素を考慮した審議を行った結果、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安について福岡県を含めたBランクの目安額を50円とした。同審議会は、①労働者の生計費につき消費者物価の上昇がみられること、②賃金につき、大手企業・中小企業ともに昨年を上回る高水準の賃金上昇率がみられること、③賃金改定状況調査結果第4表③における賃金上昇率が昨年を上回っていること、④通常の事業の賃金支払能力につき、売上高経常利益率が安定して改善の傾向にあること、⑤従業員一人あたり付加価値額が改善していることを挙げている。その一方で⑥売上高経常利益率、価格転嫁は二極化の傾向にあり、⑦倒産件数が過去最多を大幅に更新していることを注視した。同審議会公益委員は、上記の観点を踏まえつつ、消費者物価の上昇が続いていることを考慮して、労働者の生計費を重視した。そして地方最低賃金審議会に対し、「目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたい」と期待している。我々も当見解及び期待に賛同するところである。

最低賃金の改正決定にあたり最も重要な要素となるのは最低賃金法第9条第2項の3要素であり、福岡県最低賃金は福岡地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。もっとも、令和6年7月5日付福岡労働局長発福岡地方最低賃金審議会宛「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」(福岡労発基0705第1号)は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)に配慮」することを求めており、これら閣議決定が、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただくこと、地域間格差の是正を図ることを重要視していることに鑑み、中央最低賃金審議会が示す目安への配慮は不可欠であり、最低賃金法の定める3

要素に加え、本年度はさらに最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であるべきことを重視しなければならない。また、福岡地方最低賃金審議会が最低賃金改正決定を行うにあたり、最低賃金法は法所定の考慮要素以外を考慮してはならない旨定めておらず、むしろ当審議会で用いた福岡県における各種の客観的資料に基づき検討すべきであろう。以上のように、本公益委員見解はまず福岡県における法定3要素を検討した上で、各種客観的資料を含めて総合的に検討した。

2 福岡地方における労働者の生計費

「1世帯当たり1か月間の収入と支出の推移」をみると、福岡市・北九州市で収入・支出ともに10ポイント程度の上昇がみられる（別冊Ⅱ資料1-1。特に断りがない限り対前年比。以下同じ。）。総務省による消費者物価指数をみても、中央最低賃金審議会が重視した「持家の帰属家賃を除く総合」の上昇率が全国平均よりも福岡市及び北九州市のそれが上回っていることを確認することができる

(1-5)。消費者物価の高騰に対して消費が追いつきつつあるが、さらに価格転嫁が進むことも予想され、消費者物価の上昇が続く中では最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を向上させる必要がある。

3 福岡地方における労働者の賃金

「賃金改定状況調査結果」をみると、第4表③における賃金上昇率（Bランク）は合計で2.9パーセントであり、パートについては3.7パーセントとなっている（11）。これは最大値であった昨年度の結果（昨年度2.4パーセント）を上回っているとともに、特にパート（昨年度2.4パーセント）の上昇率が顕著であって賃上げの効果が特定労働者に偏ることなく行き渡っていることを示している。

福岡地方の賃金に関する資料をみると、「2024 春季生活闘争連合福岡第7回（最終）回答集計結果」における賃金上昇率は全体で4.29パーセントと、2015年以降最高水準となった（2-1）。福岡県経営者協会の「2024 年春季労使交渉・賃金改定回答一覧」をみても、100人未満の賃金引上げ率は平均4.70パーセントと、こちらも高水準となっている（2-2）。「福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況（常用パート）」の時給についても、平均して50円の引上げを確認することができる（2-6）。また、福岡県の有効求人倍率（2023年）は上昇傾向にあり、失業率も減少している（4）。パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額は令和元年から1,000円を上回っているが、令和6年5月は1,160円であり、募集賃金下限額でも1,089円となっており（8）、人手不足にともなう実勢賃金額の上昇を確認することができる。

賃上げは過去最高水準にあるが、その効果は依然として大企業中心である（2-1、2-2）。国税庁「民間給与実態統計調査」で福岡国税局管内の給与階級別分布をみると、年収200万円以下の割合に上昇傾向がみられ（2-7）、低賃金労働者の処遇改善が進んでいないことが確認できる。確かにパートタイム労働者の処遇改善は進んでいるが、未だ不十分であるといえる。これらにより、賃金水準が

相対的に低い中小企業・小規模事業所労働者の賃金を消費者物価の上昇以上に引き上げることが重要である。

4 福岡地方における通常の事業の支払能力

福岡県「県内企業における価格転嫁及び賃上げに関する調査結果」(3-8)によると、価格転嫁が一定程度(7割以上)進んでいる企業は23.9パーセントに留まり、全く価格転嫁できていない企業も12.5パーセント存在している。とりわけ地域住民の生活と雇用を支える中小企業・小規模事業者では、依然として賃上げ分を価格転嫁するための価格交渉すら困難な状況もあることに十分配慮しなければならない。他方で、福岡県の企業倒産件数が全国平均よりも高水準であること(5)、信用保証協会による代位弁済が増加している一方で(3-11)、休廃業増加件数は全国平均よりも低位に推移していること(6)、常用労働者数と就業者数が増加傾向にあること(8)にも十分配慮しなければならない。

ただし、物価上昇に伴う価格転嫁の状況につき、福岡県では官民労の13団体で「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し各種の取組を行っているところである。あわせて、県内企業数の99パーセントを占める中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援など、一連の政策をより強化徹底することが政府の政策として示されており、価格転嫁、企業の収益増加、賃金の上昇、消費の増加という好循環につなげる必要がある。

5 結論

中央最低賃金審議会は、令和6年度の地域別最低賃金額改定を目安額を50円とした。当審議会公益委員としては、福岡県の経済・雇用の実態を見極めつつ、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、地域間格差の是正を図ることを考慮するものであって、その趣旨は中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定を目安に関する公益委員見解」と一致するものである。中央最低賃金審議会が示す目安を考慮すべきと判断し、加えて、福岡県における最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があるとの観点から、最低賃金の地域間格差を縮小させることが活力ある福岡県の経済に寄与する点も考慮して、令和6年度の福岡県最低賃金額は中央最低賃金審議会の目安に1円を加えた51円(5.42パーセント)引き上げ、992円とすることが妥当であるとの結論に達した。

以上が、公益委員見解でございます。

福岡地方最低賃金審議会において、「福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」に記載された福岡県最低賃金、時間額992円、引上げ額51円について、最低賃金審議会令第5条に基づき採決を行います。その前に、労使委員それぞれでこの報告書について協議が必要な場合は時間を取りますが、いかがでしょうか。

各 委 員

(必要なし)

会 長 よろしいですか。
では、進めさせていただきます。
それでは、「福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書」に記載された福岡県最低賃金、時間額 992 円、引上げ額 51 円について採決を行います。
事務局は定足数の確認をしてください。

室 長 補 佐 議決のための定足数ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により、委員の 3 分の 2 以上又は公労使委員の各 3 分の 1 以上の出席が必要となります。
本日の出席者数は会長を含めて 12 名で、委員の 3 分の 2 以上の出席ですので議決のための定足数を満たしております。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、採決を行います。
福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書に記載されました福岡県最低賃金、時間額 992 円、引上げ額 51 円につきまして反対の方、挙手をお願いします。
それでは、次に賛成の方、挙手をお願いします。
事務局はそれぞれの人数を発表してください。

室 長 補 佐 賛成 7 名、反対 4 名です。
最低賃金審議会令第 6 条第 6 項で準用する第 5 条第 3 項により、採決は出席委員の過半数をもって決することになっています。
ただ今の採決は、会長を除く出席委員の過半数を賛成の方が占めています。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
これによりまして、本年度の福岡県最低賃金につきましては、時間額 992 円、引上げ額 51 円で採決されました。発効日につきましては、先ほど説明がありましたように、最短で 10 月 5 日となります。
次に、報告書を含めた答申文（案）について採決となりますが、その前に答申文（案）の確認のため、少々時間をいただきたいと思います。
皆様、しばらくお待ちください。
公益委員と事務局は別室で協議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(公益委員と事務局退室)

(公益委員と事務局入室)

(議事再開)

会 長 大変お待たせして申し訳ありませんでした。審議を再開します。
それでは、答申文（案）について皆様にお諮りいたします。
事務局は、答申文（案）を配付してください。

事 務 局 (答申文（案）配付)

会 長 答申文（案）に注意点がありますので、私が読み上げいたします。

福岡最賃審第 503 号 令和 6 年 8 月 9 日

福岡労働局長 小野寺徳子 殿

福岡地方最低賃金審議会 会長 丸谷浩介

福岡県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 5 日付福岡労発基 0705 第 1 号をもって貴職から諮問された福岡県最低賃金の改正決定について、「労働者の生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」という 3 要素を踏まえるとともに、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解、最低賃金に関する実態調査、関係労使の代表者等からの意見聴取等を参考に、福岡県の状況について、①消費者物価上昇率が全国平均より高いこと、②消費者物価の上昇が続く中での労働者の購買力を向上させる必要があること、③昨年度を上回る高水準の賃金上昇率がみられること、④雇用情勢は改善の傾向にあること、⑤県内企業において価格転嫁が十分に進んでいないことや中小企業・小規模事業者では価格交渉が困難な状況であること、⑥企業倒産件数が全国平均よりも高水準であること、⑦地域間格差の是正を図ること等を十分考慮の上、調査審議を重ねたが、意見の一致をみることができなかったため、別添別紙 1 のとおり公益委員見解を示し、採決を行い、賛成多数により、別紙 1 の結論に達したので報告する。

あわせて、別紙 2 のとおり、令和 4 年 10 月 8 日発効の福岡県最低賃金（時間額 900 円）は、令和 4 年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった審議会委員は別紙 3 のとおりである。また、専門部会から報告された内容は、別添のとおりである。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、収益力改善や賃上げ原資の確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討を行うこと等、当審議会として下記付帯決議する。

付帯決議については、先ほど読み上げたところと重複しますので割愛させていただきます。

そして、別紙1については大事なところなので読み上げます。

福岡県最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 992円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定のとおり

そして、別紙2は「福岡県最低賃金と生活保護との比較について」ですか、読み上げを割愛させていただきます。別紙3は、福岡地方最低賃金審議会第53期委員名簿となっており、割愛をいたします。そして、別添は先ほどから出ております専門部会の報告書でございます。その裏側に報告書にあります付帯決議になります。別添1が専門部会における公益委員見解でございます。別添2は福岡県最低賃金でございます。こちらを割愛をいたします。別添3は「福岡県最低賃金と生活保護との比較について」であり、こちらを割愛をいたします。別添4は「令和6年度福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会委員名簿」となり、こちらを割愛させていただきます。

それでは、答申文（案）について採決を行いたいと思いますが、採決を行う前に、何か御意見はありませんか。

庄崎委員 はい。

会長 庄崎委員。

庄崎委員 答申文（案）の採決とはどういう意味ですか。
付帯決議の採決ではないのですか。

会長 付帯決議については昨日の専門部会にて採決を行いましたので、本審では採決を行いません。専門部会として、金額と付帯決議について既に採決が終わっております。これは、当審議会が労働局長へ答申するための答申文についての採決です。

労働局長から我々が諮問を受けておりますので、その諮問に対して、諮問の前

提となる報告書については審議の前半にて採決を行っております。その内容について、この答申文をつけたうえで局長あてに答申をしますが、この審議会の意思決定として、局長に対してこのような内容で答申をしてよろしいですかというのをこれから採決するという意味です。

審議の前半は、金額と付帯決議の内容についてこれでよろしいでしょうか、という採決です。それを受けて、この審議会として局長に対して答申をすることになるのですが、答申の内容はこちらでよろしいでしょうかと形式的なことをお尋ねしております。

庄崎委員　　よろしいでしょうか。

会　　長　　どうぞ、庄崎委員。

庄崎委員　　私の認識からいくと、先ほどの採決は、報告書の金額についての採決で賛成多数で可決されたということだと思います。ただ、付帯決議については採決がなされていないと思います。そのような中で、答申文についてどうかと言われると判断できません。

会　　長　　分かりました。

審議会の前半は、最低賃金の額について賛否を取ったけれども、付帯決議については採決を取っていない。それにも関わらず、局長に対して答申をすることができるのかということですよ。

申し訳ありません。それは完全に誤っておりました。

もう一度、改めてになりますが、金額については採決を取りましたので覆ることはありませんが、付帯決議に関する採決をさせていただければと思います。大変申し訳ありません。

先ほど、配付しました答申文（案）ではなく、審議会の前半に出しました報告書の2ページ目にあります付帯決議の採決を先にさせていただきます。

それに先立ちまして、二度手間になりますが、付帯決議について読み上げさせていただきます。

記

1 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性向上に取り組むこと。また、エネルギー費、原材料費、労務費全ての価格転嫁が福岡県の中小企業においても進むよう、取組みを一層強力に推進すること。特に、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、下請法の執行強化を行うこと。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

2 中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業承継等に対する支援を強化すること。また、労働生産性向上に向け、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。

3 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるように運用改善及び制度の拡充を図ること。

4 最低賃金引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響について、都道府県別、産業別に調査・研究を行うこと。そのうえで、最低賃金のあるべき水準や決定方法など最低賃金の在り方についての議論を進めていくこと。

5 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金額改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

以上となります。

こちらの付帯決議について採決を取りたいと思います。

事務局は定足数の確認をしてください。

室長補佐 議決のための定足数ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項により、委員の3分の2以上または公労使委員の各3分の1以上の出席が必要となります。本日の、会長を含めた出席者数は12名で定足数3分の2以上の出席者数ですので、議決のための定足数を満たしております。

会長 ありがとうございます。
それでは採決を行います。
福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書に記載されております付帯決議につきまして、反対の方、挙手をお願いします。
それでは、賛成の方、挙手をお願いします。
事務局はそれぞれの人数を発表してください。

室長補佐 賛成11名、反対0名です。

会長 どうもありがとうございます。
これによりまして、今年度の福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書の付帯決議につきまして、採決されました。
それでは、次に、先ほど申し上げました答申文（案）につきまして、金額と付帯決議が既に議決がなされていることを前提に、再度、こちらの答申文（案）で福岡労働局長へ答申してよいかということについての採決をしたいと思います。

庄崎委員 　　少しよろしいでしょうか。

会　　長　　庄崎委員、どうぞ。

庄崎委員　　金額の採決と付帯決議の採決をしましたので、あとは会長が答申をなさるのか
とと思っていましたが、違うのでしょうか。

松本恭子委員　　答申文（案）について、何について採決をするのでしょうか。内容が正しいと
いうことについて採決をするのでしょうか。

山口委員　　私たち使用者委員は、金額について反対し、付帯決議については賛成してい
る。そういう状況で、答申文（案）についてこれでどうですかと言われた時にど
う判断をしてよいか迷います。形式として、このような形式でよいですかと聞か
れれば意見を述べることはできるかも分かりませんが、客観的に見た時
に、私たちが反対したところに賛成ですというのは少し理解できないと思いま
す。

　　昨年も答申文（案）の採決をやっていますか。

　　そうであれば、どのようなスタンスで臨めばよいのでしょうか。

会　　長　　それでは、御提案ですけれども、当審議会の意思決定として局長へ答申する際
の内容は、本来であれば会長が会長名で出すことができるのですが、会としての
意思決定をしておいた方がいいだろうと思います。

　　ただ、その内容について、全面的に承服するか否かという聞き方をすると、お
答に窮する場面もあろうかと思えます。

　　そこで、採決を取る場合に、大変恐縮ですが、3つの選択肢で採決を取りたい
と思えます。1つ目はこの答申文（案）について全面的に賛成である、2つ目は
一部について反対だが答申文については賛成である、3つ目は全面的に反対であ
る、ということでいかがでしょうか。

　　その場合、2つ目の選択肢の一部については反対だが答申文（案）については
賛成である、は最終的には答申として労働局長に提出する取扱いにさせていただ
きたいと思えますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

各　委　員　　（異議なし）

会　　長　　それでは、そのような取扱いにさせていただきたいと思えます。

　　出席状況については、先ほどと同じ出席状況ですので定足数の確認は省略させ
ていただき、このまま採決に入らせていただきます。

採決の内容は先ほど私が申し上げたとおり答申文（案）に全面的に賛成するか、答申文（案）の一部について留保するけれども答申文としては賛成するか、答申文（案）に全面的に反対するものであります。答申文（案）の一部について留保するものであったとしても、答申文について賛成する場合には、局長に対して答申を行う取扱いにさせていただきたいと思えます。

それでは、答申文（案）について全面的に賛成をする方、挙手をお願いします。

次に、答申文（案）の一部について反対、留保するけれども、答申文としては賛成する方、挙手をお願いします。

最後に、答申文（案）について全面的に反対する方、挙手をお願いします。

事務局は、それぞれの人数を発表してください。

室長補佐 答申文（案）に全面的に賛成の方が7名、答申文（案）の一部について反対、留保するが、答申文については賛成の方が4名、答申文（案）に全面的に反対の方が0名です。

会長 どうもありがとうございます。
採決の結果、答申文（案）の内容で議決されたということで進めていただきます。
それでは、これより労働局長へ答申いたします。

（答申文手交）

会長 事務局は、答申文（写）を配付してください。

事務局 （答申文（写）配付）

会長 答申文については先ほど御確認いただいた内容と同じですので、説明は割愛させていただきます。
ここで、労働局長から御挨拶をいただきます。

労働局長 （答申文に対するお礼の挨拶）

会長 どうもありがとうございました。
私からも一言御挨拶させていただきます。
本年度の最低賃金に関する議論におきましては、歴史的な猛暑の中、そして議論の中身も歴史的に難しい状況の中で、皆様方に議論を重ねていただいたことに大変感謝申し上げます。

特に、委員の皆様方におかれましては、大変厳しい状況の中でそれぞれの出身母体にどのように説明するのかということと、委員の皆様方の思い中で色々と葛藤があったことと推察します。

本年度におきましては、関係者からの意見発表者を増やし、広くいろんなところからの御意見をいただく中で、私どもとしても客観的なデータなどにも基づきつつ、多方面の考え方からまとめていこうと考えたものでございます。

その際には、時には少し人には聞かせづらい議論も真剣に話し合うこともありましたが、また、本音でぶつかり合うことも少なくありませんでした。そのようなことから、これまで非公開としていた専門部会を一部公開とはしているものではありますけれども、それでも、まだ非公開にせざるを得ない部分があるということにつきましては、県民の方に御認識いただければと思っているところでございます。

ただ、このような進め方につきましても、これまでと同様が良いというわけではございませんので、今後の進め方についても、事務局を中心として検討していきたいと思っているところでございます。

本年度におきましては大変厳しい中での審議となりましたけれども、どうにか結論が出るのができまして、大変感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

それでは、次に議事（２）の「その他」ですが、委員の皆様から何かございませんか。

各 委 員

（特になし）

会 長

事務局から何かございますか。

室 長 補 佐

（意見の公示、異議審等の今後の日程について説明）

会 長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第４回福岡地方最低賃金審議会は閉会といたします。

大変お疲れ様でした。